

旧	新	摘要
<p style="text-align: center;">山梨県ウィークリースタンス実施要領</p> <p>1. 趣旨 建設業の働き方改革への取組が進む中、公共工事の品質を確保するための中長期的な担い手の育成・確保が、受発注者共通の責務となっている。</p> <p>ウィークリースタンスは、受発注者間において計画的に業務を履行するためのルールを定め、お互いの業務環境を改善することにより、設計業務の品質確保につなげるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進など、担い手の育成及び確保を目的とする。</p> <p>この要領は、山梨県県土整備部が発注する委託業務において、ウィークリースタンスを実施するに当たり、必要な事項を定めたものである。</p> <p>2. 対象業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計業務、測量業務、地質調査業務、その他内業を主とする委託業務を対象とする。 ただし、災害に関する業務等、緊急を要する業務は除く。 <p>3. 実施内容</p> <p>実施内容は次のとおりとし、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ウェンズデー・ホーム … 水曜日は定時退社する。 ② マンデー・ノーピリオド … 月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。 ③ フライデー・ノーリクエスト … 金曜日（連休前）に依頼をしない。 <ul style="list-style-type: none"> ・①は、必須項目として取り組む。 ・②、③は選択項目として、受発注者の協議により実施を決定する。ただし、どちらか一方は、必ず取り組まなければならない。 ・上記①から③以外の内容を追加して取り組むことができることとし、その場合は受発注者の協議により決定するものとする。 例）定時終了間際の打合せをしない、原則、業務時間外に連絡をとらないなど <p>4. ウィークリースタンスの進め方</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）初回打合せ時に、本取り組みの目的及び内容を確認し、実施内容を決定する。 （2）決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。 （3）中間打合せ等を利用し、受発注者間で取り組みのフォローアップ等を行う。 （4）成果物納入時の打合せにおいて、効果及び改善点等を受発注者双方で確認し、打合せ記録簿に整理する。 <p>5. 特記仕様書への記載</p> <p>対象業務は、別添「特記仕様書記載例」のとおり特記仕様書に明記しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">山梨県ウィークリースタンス実施要領</p> <p>1. 趣旨 建設産業の働き方改革への取組が進む中、公共工事の品質を確保するための中長期的な担い手の育成・確保が、受発注者共通の責務となっている。</p> <p>ウィークリースタンスは、受発注者間において計画的に工事、業務を履行するためのルールを定め、お互いの業務環境を改善することにより、目的物の品質確保につなげるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進など、担い手の育成及び確保を目的とする。</p> <p>この要領は、山梨県県土整備部が発注する工事、委託業務において、ウィークリースタンスを実施するに当たり、必要な事項を定めたものである。</p> <p>2. 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山梨県県土整備部が発注する全ての工事、委託業務 ただし、災害及び維持管理業務委託等の緊急を要する場合は除く。 <p>3. 実施内容</p> <p>建設産業の働き方の改善を図るため、以下の取り組みを実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ノー残業デー（水曜日等）は定時に帰宅できるよう必要な対応を心がける …ウェンズデー・ホーム ② 休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない…マンデー・ノーピリオド ③ 休前日（金曜日等）に依頼をしない…フライデー・ノーリクエスト ④ 業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない …オーバーファイブ・ノーミーティング ⑤ 定時間際、定時後の依頼をしない…イブニング・ノーリクエスト <p>4. ウィークリースタンスの進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この取り組みは、受発注者間の工事、業務を進める上での姿勢（スタンス）を示したものであり、現場等の条件や企業方針により、実施の判断や内容の変更等、柔軟性を持って行うものとする。 ・実施にあたっては、工事、業務による特性を勘案し、実施項目を受発注者で確認・共有のうえ、施工（業務）計画書に取り組み内容を記載すること。 <p>5. 特記仕様書への記載</p> <p>対象となる工事、業務は、別添「特記仕様書記載例」のとおり特記仕様書に明記しなければならない。</p>	

旧	新	摘 要
<p>6. 適用</p> <p>本要領は、令和5年4月1日以降に公告（指名競争入札においては指名通知）する業務から適用する。</p>	<p>6. 適用</p> <p>本要領は、令和6年4月1日以降に公告（指名競争入札においては指名通知）する工事、業務から適用する。</p> <p>平成31年3月26日 策 定 令和 2年3月11日 一部改定 令和 5年3月27日 一部改定 令和 6年3月 1日 一部改定</p>	